

令和5年度 定時総会のご報告



総会全体写真



十河会長あいさつ

令和5年6月13日午後3時30分から、公益社団法人東京労働基準協会連合会の令和5年度定時総会がベルサール神保町アネックスにおいて開催されました。

十河会長のあいさつに続いて定款第14条第4項に基づき十河会長が議長に就任し、資格報告の後、議事に入りました。議長から令和4年度の事業報告、収支・決算報告及び理事・監事選任の件について提案がなされ、滝澤専務より詳細な報告があり、審議の結果、いずれも異議なく承認されました。

主な決議事項の内容は次のとおりです。

令和4年度事業報告要旨

(1) 東京労働局と共催して行っている「東京産業安全衛生大会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度と同様に令和4年6月10日から7月7日までの間、当連合会ホームページに安全衛生関係の動画などを掲載した「東京安全衛生大会 Online 2022」のサイトを設け、広く情報提供しました。



第19回 桃樹のちょこっと用語
「フリーランス保護法」
どんな法律？
答えは、この8月号のどこかに。

- | | |
|--|--|
| ◆ 令和5年度定時総会のご報告 …………… 1 | ◆ 東京都内の労働基準監督署における令和4年の申告
事案の概要 …………… 8 |
| ◆ 令和4年 定期健康診断実施結果について …………… 4 | ◆ 令和4年度の東京労働局管内における送検状況 …… 10 |
| ◆ 「化学物質管理者講習のための講師養成講習」を
開催しました …………… 6 | ◆ 東京都革靴製造業最低工賃が改正されました …… 22 |

- (2) 東京労働局・東京産業保健総合支援センターと共催して行っている「産業保健フォーラム」は、令和4年10月12日に江東区の「ティアラこうとう」においてリアル開催しました。会場では600名を超える参加者を得て盛況のうちに終了いたしました。
- (3) 東京衛生管理者協議会は第1回研修会を9月2日、第2回研修会を3月3日に、リアルとオンラインのハイブリッドで開催し、それぞれ67名、85名が参加。第2回研修会ではグループ討議も行い充実した研修会となりました。
- (4) 安全衛生教育事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、定員を従前の半数とする一方、2教室を有線をつなぐリモート方式を採用して定員を確保したことなどにより、安全衛生関係の技能講習、特別教育等については570回(前年度は576回)実施、その受講申込者数は18,068人(前年度は17,283人)となりました。
- (5) 各支部は、地域のニーズに応じて労務関係実務講座等を開催しましたが、令和4年度は実施体制が脆弱な一人事務局長の支部が連携・共催して開催する講習会に積極的に取り組み、多くの参加者を得て成功裏に終えることができました。
- (6) 改正省令の公布を受け、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長城内博先生による講演「化学物質管理の大転換 法令準拠型から自律的管理へ」を令和5年1月24日にRISURUホール(立川)、2月3日に一橋大学一橋講堂において開催し、合計約500名が参加しました。

令和4年度収支・決算報告要旨

当連合会の令和4年度における事業活動収支は、経常収益が約5億9,635万円余(前年度約5億8,504万円余)、経常費用は約6億0,514万円余(前年度約5億7,054万円余)で、多摩合同事務所及びたま研修センター新設等の初期費用が高額に及んだため、経常収支増減額は正味財産ベースで約879万円の減収となりました。

貸借対照表では、資産合計は8億4,533万円余、うち流動資産が2億2,096万円余で、負債合計は2億2,551万円余、うち流動負債は1億91万円余となっており、流動資産と流動負債の均衡からみて、財務の健全性は保たれているものと判断しています。

理事・監事選任

令和5年度は一部役員が辞任したため、それを補うために理事及び監事の選任が行われ、理事4名、監事1名が新たに選任されました。

総会終了後、令和5年度第2回理事会が開催され、業務執行理事が選定されました。

令和5年度の会長(代表理事)、副会長(代表理事)、副会長、理事、監事は次の方々です。

会 長
(代表理事) 十河 英史 日本製鉄株式会社 常務執行役員

副 会 長
(代表理事) 宮 健司 大日本印刷株式会社 代表取締役専務

副 会 長 三原 隆正 株式会社東芝 執行役上席常務

副 会 長 上田 洋輔 JFE スチール株式会社 専務執行役員

副 会 長 瀬尾 明洋 株式会社 IHI 取締役常務執行役員

副 会 長 田中 旬 日本通運株式会社 執行役員
 関東甲信越ブロックロジスティクスビジネスユニット長
 兼 関東信越エリア担当

副会長	直木 敬陽	全日本空輸株式会社 取締役常務執行役員
理事	三好 忠満	(公社)東基連 中央労働基準協会支部長 日本製鉄株式会社 執行役員 人事労政部長
理事	村松 與章	(公社)東基連 上野労働基準協会支部長 公益財団法人メトロ文化財団 理事長
理事	高坂 範之	(公社)東基連 王子労働基準協会支部長 図書印刷株式会社 取締役副社長
理事	井上 浩	(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部長 大東工業株式会社 代表取締役
理事	石井 崇裕	(公社)東基連 亀戸労働基準協会支部長 株式会社フジクラ 安全衛生特命顧問
理事	上坪 伸二	(公社)東基連 江戸川労働基準協会支部長 第一三共株式会社 研究開発本部 研究開発推進部〈葛西〉葛西事業場長代行 主席
理事	清水 貴之	(公社)東基連 八王子労働基準協会支部長 京王電鉄株式会社 人事部付
理事	小林 信次	(公社)東基連 立川労働基準協会支部長 日本航空電子工業株式会社 総務人事部 昭島総務エグゼクティブエキスパート
理事	佐藤 勝	(公社)東基連 青梅労働基準協会支部長 トヨタ S&D 西東京株式会社 次席執行役員
理事	松井 幹雄	(公社)東基連 三鷹労働基準協会支部長 横河電機株式会社 執行役員 人財総務本部長
専務理事	上島 卓司	公益社団法人東京労働基準協会連合会
常務理事	工藤 滝光	公益社団法人東京労働基準協会連合会
常務理事	古賀 睦之	公益社団法人東京労働基準協会連合会
監事	清田 太三	大成建設株式会社 東京支店 安全・環境部長
監事	松永 恭興	株式会社日立製作所 人財統括本部 人財業務本部 本部長 兼 人事労働本部エンプロイヤーリレーション部長

総会及び理事会終了後、来賓の東京労働局長辻田博様、中央労働災害防止協会理事長竹越徹様、全国労働基準関係団体連合会総務部長高淵憲一様からご挨拶をいただき、滞りなく終了いたしました。

今後も、当連合会及び各支部は、他の地区労働基準協会や関係行政機関と連携の推進による体制の強化を図り、労働災害防止・健康確保対策及び労働条件の確保・改善対策推進等の普及促進、各種技能講習会や安全衛生関係教育の充実、喫緊の課題である働き方改革の実現に向けた取組を推進していくこととしています。引き続き皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。



辻田局長



竹越中災防理事長



高淵全基連総務部長

令和4年 定期健康診断実施結果について

東京労働局 労働基準部 健康課

令和4年定期健康診断実施結果がまとまりました。これは、事業場から所轄労働基準監督署へ提出された「定期健康診断結果報告書」を取りまとめたものです。

1 定期健康診断業種別有所見率(全国・東京)

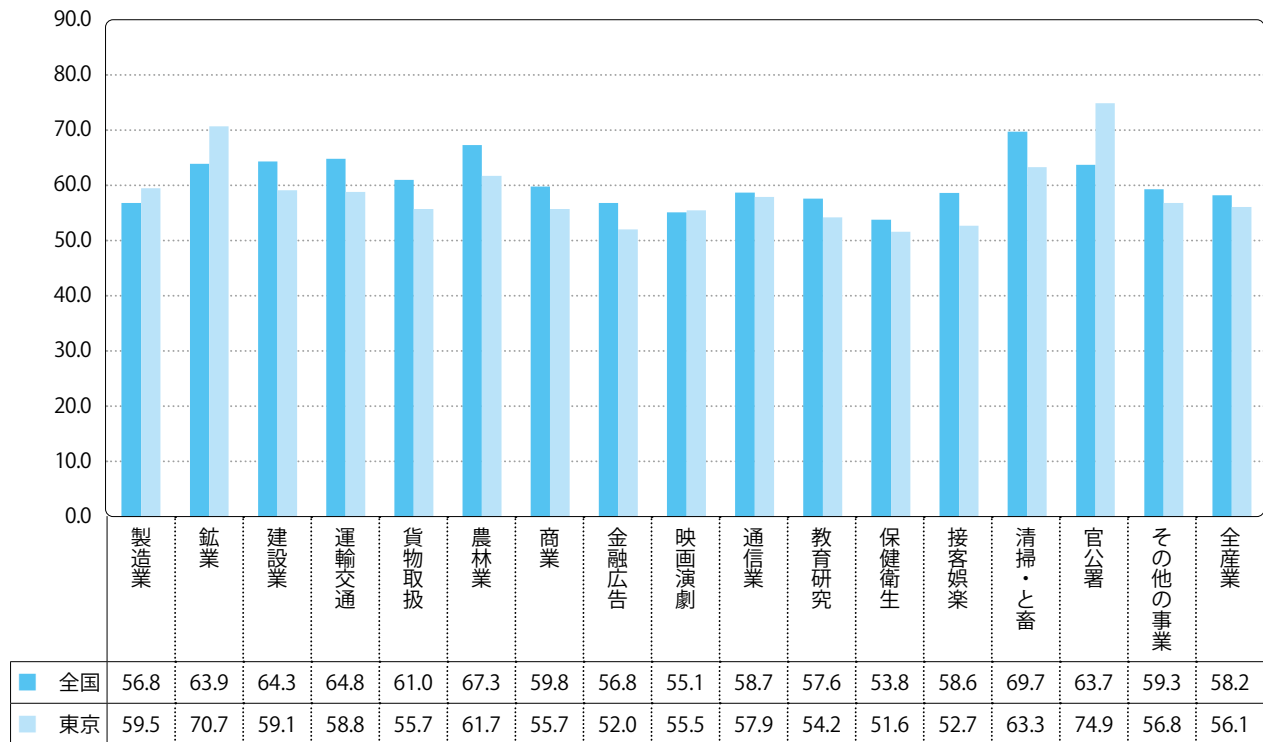
(1) 全国の定期健康診断の有所見率は、全体で58.2%となっています。

業種別にみると、「清掃・と畜業」が69.7%で最も高く、続いて、「農林業」が67.3%となっています。一方、有所見率の低い業種では、「保健衛生業」が53.8%で最も低く、続いて、「映画演劇業」が55.1%となっています。

(2) 東京の定期健康診断の有所見率は、全体で56.1%となっています。

業種別にみると、「官公署」が74.9%で最も高く、続いて、「鉱業」が70.7%となっています。一方、有所見率の低い業種では、「保健衛生業」が51.6%で最も低く、続いて、「金融広告業」が52.0%となっています。

有所見率(%)



2 健康診断項目別有所見率の経年変化(全国・東京)

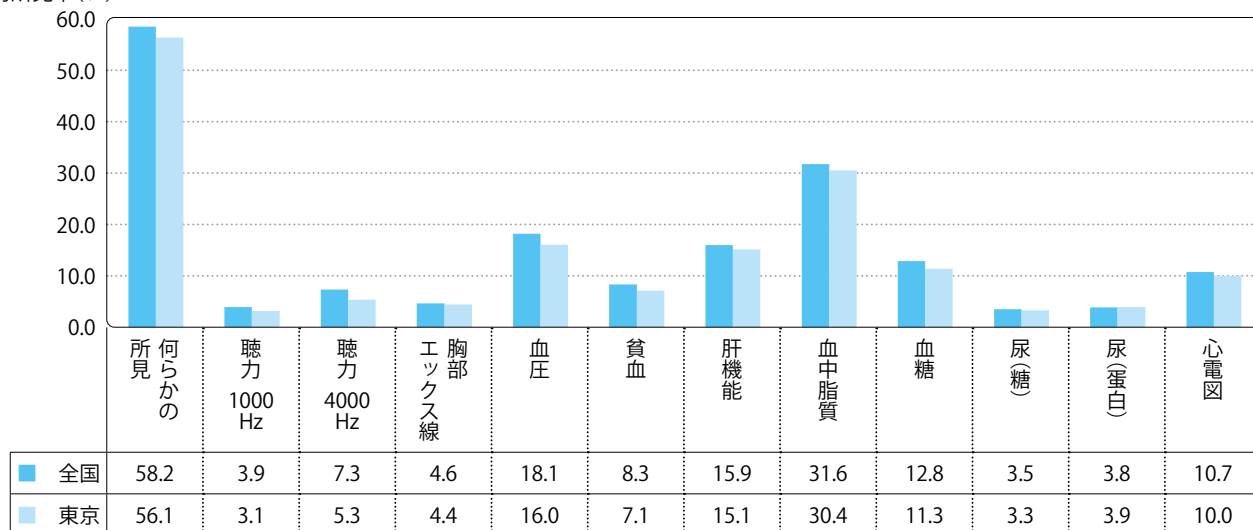
(1) 全国の定期健康診断の有所見率は年々増加していましたが、令和4年は前年より0.5%減少して58.2%となっています。「血中脂質」、「血圧」、「肝機能」等の健診項目の有所見率が高く、それぞれの有所見率は「血中脂質」においては31.6%、「血圧」においては18.1%、「肝機能」においては15.9%となっております。

(2) 東京の定期健康診断の有所見率は年々増加していましたが、令和4年は前年より0.4%減少して56.1%となっています。また、全国と比較して2.1ポイント低くなっています。全国と同様に「血中脂質」、

「血圧」、「肝機能」等の健診項目の有所見率が高く、それぞれの有所見率は「血中脂質」においては30.4%、「血圧」においては16.0%、「肝機能」においては15.1%となっております。

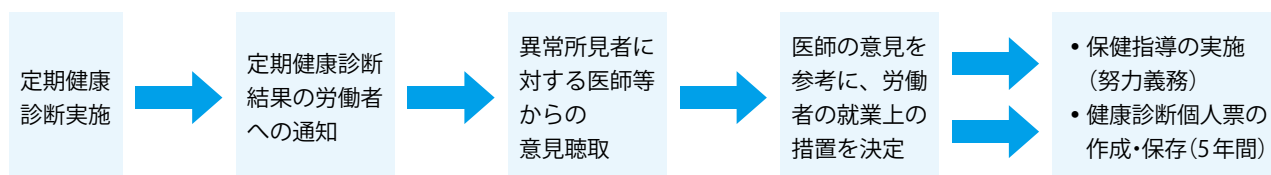
健康診断実施後の事後措置の実施はもとより、保健指導等の実施についても勧奨します。

有所見率(%)



3 定期健康診断実施における留意事項

- (1) 定期健康診断項目の省略は、医師が必要でないと認めるときのみ可能です。
- (2) 定期健康診断実施後は以下により、事後措置を行ってください。



4 定期健康診断結果報告書提出等についてのお願い

- (1) 定期健康診断実施後、労働者数が50人以上の事業場は、産業医による意見聴取後遅滞なく(自発的に)、定期健康診断結果報告書(様式第六号)を事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長あてに提出してください。なお、報告書については、厚生労働省のホームページから印刷できます。
- (2) 報告書の提出先は、労働者数が50人以上の事業場が複数ある場合でも、企業全体の労働者分を一括しないで、それぞれの事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長あてに提出してください。

特別講習

「化学物質管理者講習のための 講師養成講習」を開催しました



当連合会は、令和5年6月26日、27日の両日、中労基協ビル(千代田区二番町9-8)において、化学物質管理者専門的講習(労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号のイに基づく「厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習」)の講師になれる方のための講師養成講習会を開催しました。

講師には、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長の城内博先生をお迎えし、2日間にわたり、化学物質管理者専門的講習の受講者が「化学物質の自律的な管理」を深く理解できるための講習のあり方等を教授していただきました。

なお、化学物質の危険性については、同じ労働安全衛生総合研究所研究推進・国際センター長の島田行恭様に講義していただきました。

関東信越ブロックの労働基準協会連合会を中心に声をかけ、参加された講師予定者は産業医、コンサルタント、衛生管理者など、化学物質の専門知識や経験が豊富な方々ばかりでした。

遠く愛媛から参加した受講者を含め延べ53名が参加し、城内先生、島田先生の熱心な講義に耳を傾けておりました。

講習2日目には、受講者全員にパソコンを持参していただき、「職場のあんぜんサイト」(厚労省HP)の活用方法や、ナイトクリップ(NITE-CRIP)による危険性・有害性のデータ検索やクリエイト・シンプル(CREATE-SIMPLE)を使ったリスクアセスメントなどについて効果的な実習の方法を学びました。

最後の40分は予定より長く質疑応答に充てられ、受講者からの専門的な質問に城内博先生から回答していただきました。

当講習会は修了証を交付し終了となりました。

今回の学びを各地での講習に役立てていただければと思っています。

城内先生からは、講師を行うにあたりたくさんのアドバイスをいただきましたが、いくつか紹介させていただきます。

化学物質管理者専門的講習の最終目的

受講者が事業場で自律的な管理を始められるイメージを持ってもらうこと

講習で伝えるべきこと

- 化学物質管理者がなぜ必要なのか、その職務は何かを明確に伝える
もっとも重要なポイントは、労働者との危険性・有害性情報の共有(教育)である
- GHSの分類、SDSの作成、測定を伴うリスクアセスメントなど専門的な知識を必要とする職務関連事項



城内博先生



- については、他の専門家や外部の資源を活用したほうが良いことを伝える
- 今回の省令改正は多岐にわたるので、ポイントを要領よく解説し、後で受講者自らが、テキストの資料(付録)を使って調べ・考えることができるようになる講習を目指す
 - 受講者がよく聞いてくれるのは経験から得られた見識の話なので、化学物質の「自律的な管理」の必要性について、講師自らの経験を踏まえて講習ができればより良い
 - 受講者からの多くの質問事項は大方以下の Q&A に含まれるので、前もって目を通しておき、また、受講者にも紹介する

化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001092416.pdf>

化学物質対策に関する Q&A(ラベル・SDS 関係)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html

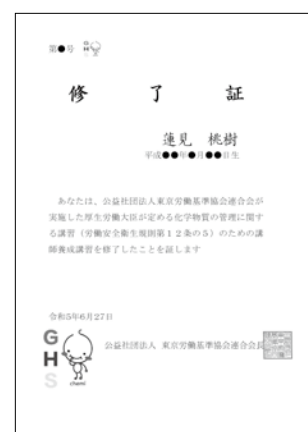
化学物質対策に関する Q&A(リスクアセスメント関係)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11389.html

- 講習にあたっては、充実したテキストを使用する

当連合会では、この講習会を受講された方々を講師として、化学物質管理者専門的講習をこの秋以降開催することとしております。

当連合会の HP やこの「東基連」等でお知らせいたします。



東京都内の労働基準監督署における 令和4年の申告事案の概要

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 辻田博)では、管下18労働基準監督署(支署)における令和4年の申告事案の概要について、取りまとめましたので公表します。

申告事案の概要のポイント

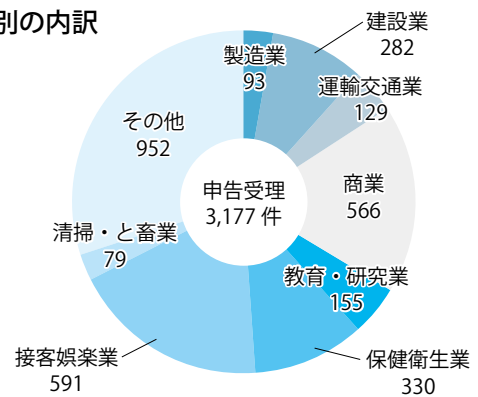
1 申告受理件数 3,177件(前年比188件(6.3%)増)
減少傾向にあるが、前年に比べ増加した。

2 申告内容

解雇の申告は減少したが、賃金不払及び労働時間の申告が増加。

- (1) 賃金不払 2,423件(前年比138件(6.0%)増)
- (2) 解雇 384件(前年比17件(4.2%)減)
- (3) 労働時間 66件(前年比16件(32.0%)増)

3 業種別の内訳



申告事案は、最低労働基準を定めた労働基準法などに違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めるものであり、労働基準監督署では、労働者が置かれた状況に意を払い、懇切・丁寧な対応に留意しつつ、迅速・的確に処理を行います。

1 申告受理件数(図1)

申告受理件数は3,177件で、前年と比べ188件(6.3%)増加しました。

(1) 推移

直近10年間における申告受理件数の推移をみると、概ね緩やかな減少傾向にありますが、令和4年は令和3年に比較して微増しました。

(2) 申告の内容

申告を内容別にみると、賃金不払が2,423件(前年比6.0%増)で最も多く、その業種別の内訳は、接客娯楽業(19.2%)、商業(18.3%)、保健衛生業(10.5%)の順となっています。

次いで多いのは、解雇が384件(前年比4.2%減)となっており、その業種別の内訳は、接客娯楽業(24.2%)、商業(19.8%)、保健衛生業(11.5%)の順となっています。

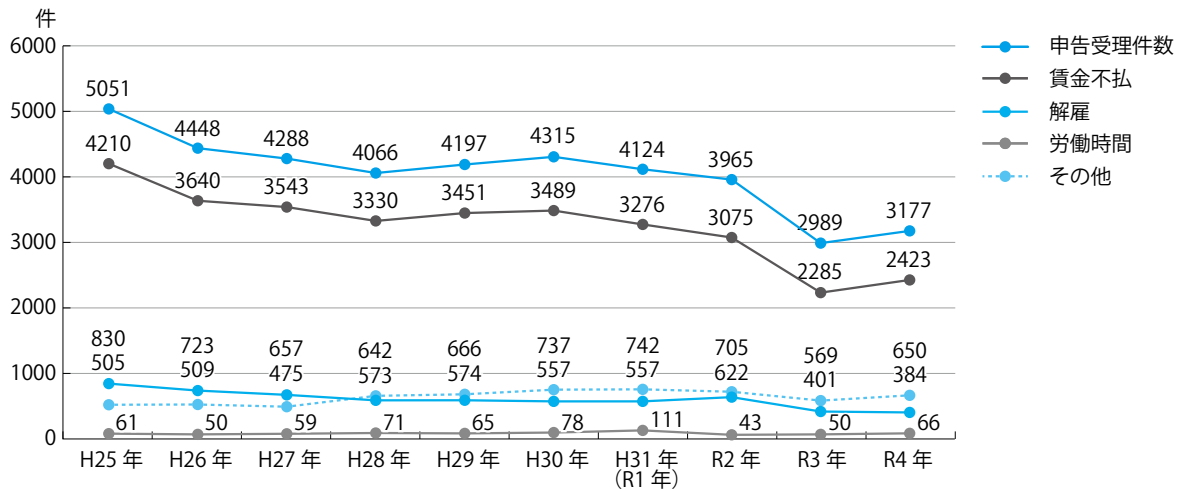


図1 直近10年間の申告受理件数の推移

注)労働者が複数の事項を重複して申告する場合がありますため、申告事項別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

2 申告の業種別内訳(図2)

申告を業種別にみると、接客娯楽業が591件(全体の18.6%)と最も多く、次いで商業が566件(全体の17.8%)、保健衛生業が330件(全体の10.4%)の順となっており、これら3業種で全体の半数近くを占めています。

前年と比べた場合、接客娯楽業で117件(24.7%)、商業で41件(7.8%)増加し、それ以外の業種では減少しました。

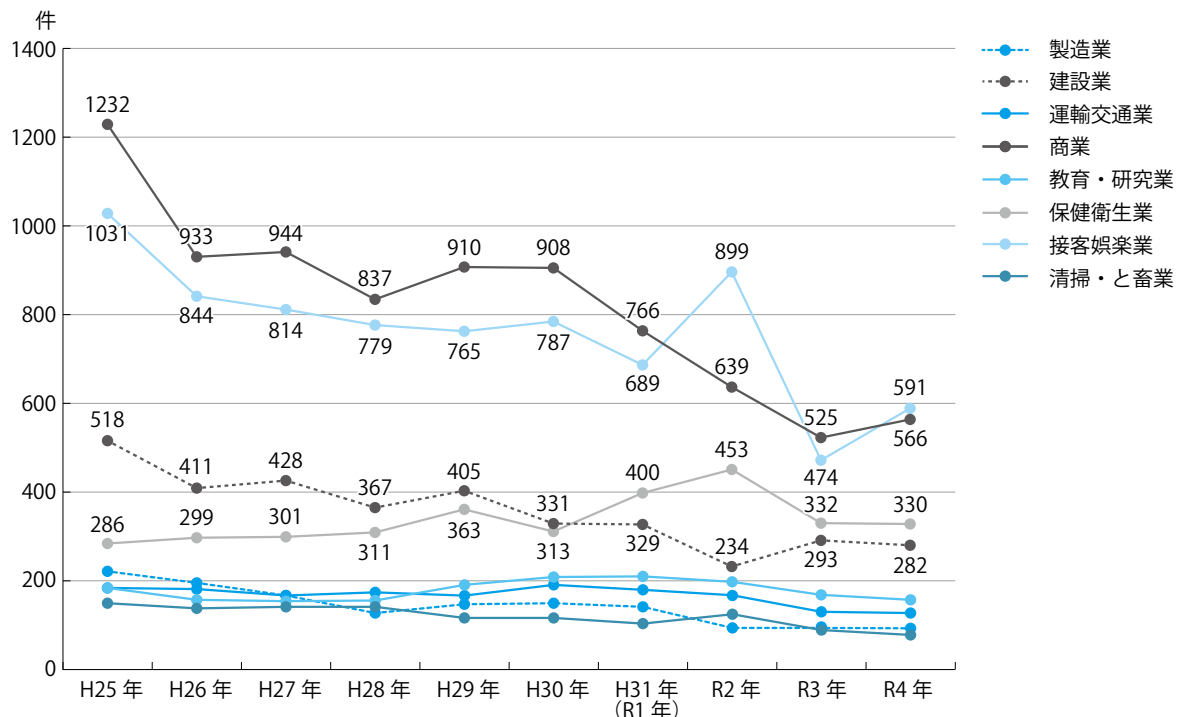


図2 業種別内訳の推移

令和4年度の東京労働局管内における送検状況について

危険防止措置に関する送検件数が高い水準

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 辻田博)は、東京労働局及び管下の労働基準監督署(支署)における令和4年度の送検状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 概要

令和4年4月から令和5年3月までの1年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署(支署)では、70件(前年度に比べ11件減少)の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件の主な違反事項をみると、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が25件で最も多く、次いで賃金・退職金不払に関する違反が14件となっています。

危険防止措置に関する違反については、前年度より減少したものの、過去10年間で前年度に次いで2番目に多く、高い水準となっています。

なお、業種別で見ると、建設業が23件で最も多く、次いで運輸交通業が9件となっています。

2 違反事項の内容

(1) 労働基準法・最低賃金法違反………39件

労働基準法・最低賃金法違反により送検したのは39件で、主な送検事項は、賃金・退職金不払に関する違反が14件、解雇の予告に関する違反が5件、労働時間・休日に関する違反及び割増賃金不払に関する違反がそれぞれ4件でした。

(2) 労働安全衛生法違反………31件

労働安全衛生法違反により送検したのは31件で、主な送検事項は、高所からの墜落・転落や機械等への接触等に係る危険防止措置に関する違反が25件、労災かくしが3件でした。

表1 過去10年間における送検件数の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項					強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払	割増賃金不払	労働時間・休日	
H25年度	34	24	58	15	5	9	4	5	12
H26年度	31	23	54	12	11	17	4	4	6
H27年度	41	22	63	14	4	7	6	19	11
H28年度	29	21	50	12	1	13	2	7	7
H29年度	27	30	57	21	9	11	4	7	4
H30年度	46	32	78	24	6	20	6	10	4
R元年度	23	17	40	12	2	8	5	3	3
R2年度	34	36	70	19	4	16	8	5	0
R3年度	36	45	81	36	2	14	3	5	3
R4年度	39	31	70	25	3	14	4	4	2

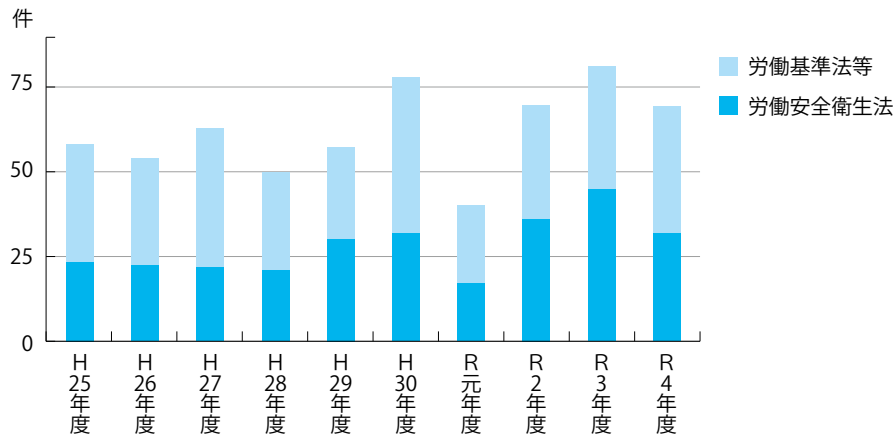


図1 送検件数の推移(違反法令別)

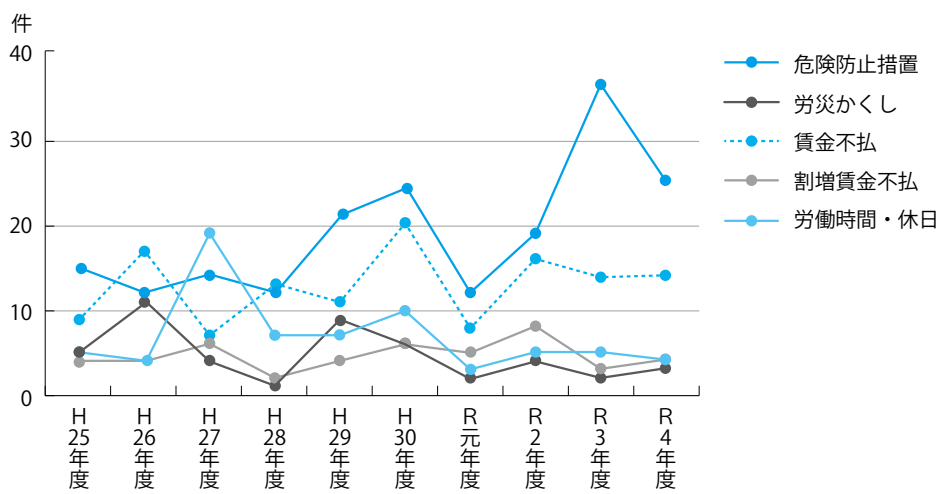


図2 送検件数の推移(主要違反事項別)

3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署(支署)では、①法違反を原因として重大な労働災害を発生させたものや、②同種の法違反を繰り返し、遵法状況に悪影響を及ぼすもの等、重大・悪質な事案に対しては、引き続き、送検も含め厳正に対処していきます。

分からないことは、なんでも「^{はすみ}蓮美部長」に聞いてみよう！

第20回

桃樹^{とうき}の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

皆さん、こんにちは！ 私は「桃樹^{とうき}」、東基連に入職して3年目。まだまだ経験不足ですが、会員の皆様のために全力で頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、^{はすみ}「蓮美部長」に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

フリーランス保護法、セミナー、開催します!!

桃樹さん 蓮美部長！ 今日、まず、読者の皆さんに、宣伝をさせてください。

蓮美部長 あら、何の宣伝をするの？

桃樹さん 東基連が主催する「プレミアムセミナー2023」第1回、「フリーランス保護法」のセミナーについてです。

蓮美部長 東京大学の教授、水町勇一郎先生を講師にお迎えして開催するセミナーね。

桃樹さん そうです。今年の第211回国会に提出され、4月28日に可決成立。5月12日に公布された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」に関するセミナーです。

蓮美部長 長い名前の法律ね。略称は無いのかしら？

桃樹さん 略称は、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」です。

蓮美部長 少し短くなったわね(笑い)。

「フリーランス新法」と呼ぶ人もいるけど、「今までフリーランスに特化した法律は無かったのだから、旧法が無いのに新法はおかしい」という意見もあるわね。

やはり「フリーランス保護法」の方が分かりやすいわ。

ところで、セミナーの詳細を皆さんに教えてもらえるかしら。

「フリーランス保護法」のセミナーは、8月25日の午後2時から、日本教育会館です

桃樹さん 開催日時は、令和5年8月25日(金)の午後2時から午後4時まで。会場は日本教育会館8階第1会議室(東京都千代田区一ツ橋2-6-2)です。

講師は、労働法の第一人者である東京大学社会科学研究所教授の水町勇一郎先生です。

蓮美部長 水町先生の講演会には参加したことがあるけど、とても分かりやすく説明してくださる先生よね。

桃樹さん そうなんです。その水町先生が講師ですから、これは期待値無限大です。

蓮美部長 桃樹さん、ちょっと大袈裟よ(笑い)。8月25日とすると、もう1か月を切っているけど、申し込み方法を読者の皆さんに説明してもらえるかしら。

桃樹さん 東基連のホームページからのWeb申し込みですが、今月号(8月号)の会報に、「フリーランス保護法を読み解く」と題した案内チラシを同封しました。このチラシに詳しい案内を掲載しています。そこからQRコードを読み込んで申し込むのが早いですね。

東基連のセミナー関連ホームページには、このURLから入れます。

https://www.toukiren.or.jp/seminar_2023_01.html

蓮美部長 一人親方などのフリーランスで働く方々を保護する新たな法律についての解説ですから、フリーランスの方々に発注する企業の担当者にも、是非、参加して欲しいわね。受講料はお幾らかしら？

桃樹さん 東基連本部・各支部の会員1名につき3,300円で、非会員1名につき5,500円です。この金額は税込みです。

蓮美部長 分かりました。ところで、桃樹さんはこの「フリーランス保護法」について、だいたいのところは理解しているのかしら？

桃樹さん いや、いや、いや!! あまり分かっていないので、水町先生のセミナーに参加するのですから。蓮美部長、「ここで、読者の皆さんに説明して!」なんて無茶ぶりは勘弁してください。それより、蓮美部長から概要を説明してもらえますか。

蓮美部長 あら、桃樹さん! 長いお付き合いになるからかしら、私の心が読めるのね(笑)。では、簡単に概要だけお話ししますね。

フリーランス保護法制定の背景は? その趣旨は?

桃樹さん はい、よろしくお願ひします。

蓮美部長 この法律の趣旨を一言で言えば、「フリーランスの方が、受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するため」ということかしら。

桃樹さん いま、フリーランスで働く方は増えていますよね。

蓮美部長 そう、配送・配達や、デザイン・コンテンツ制作など、多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。

桃樹さん 私にも自転車での配送を行っている友人がいますが、色々大変なことは多いみたいです。

蓮美部長 フリーランスは「個人」、つまり従業員を雇用せず一人で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で、交渉力などに格差が生じやすくなります。

そのため、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更される」等のトラブルの増加が問題となっていたの。

桃樹さん フリーランスで働く別の友人からは「報酬がはっきりしない状態で作業をさせられた」とか、「口頭でのやりとりばかりで契約書を作ってくれない」という話を聞いたこともあります。

蓮美部長 そう。そういう状況を改善し、さっきも話したけど、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するために、この「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」、いわゆる「フリーランス保護法」が、今年の5月12日に公布されたの。

桃樹さん 公布が5月12日ということですね。では施行はいつになるのでしょうか?

蓮美部長 この法律は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとしています。

また、発注事業者の義務の具体的な内容等についても、今後、政省令や指針で定めることとしています。

5月12日公布 プレミアムセミナー2023第1回

「フリーランス保護法」を読み解く

フリーランスで働く人は462万人と推計(内閣府2020年調査)され、配送関係からシステム開発・ウェブ作成関係、デザイン関係、建設関係、製造・組み立て、医療・福祉などあらゆる業種に広がっています。東京第二弁護士会が関係省庁と連携して運営する「フリーランス・トラブル110番」には年間6,884件(令和4年度)の相談が寄せられ、「報酬の支払い」や「契約内容」についての相談が約5割となっています。政府はこのような状況を踏まえ、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス保護法)」を国会に上程、4月28日に可決成立し、5月12日に公布されました。

法は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされており、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられることとなります。

今回のセミナーでは、労働法の第一人者である水町勇一郎東基連大学教授をお招きし、フリーランス保護法の詳細について解説いただくこととしました。



講師 東京大学社会科学研究所教授 水町勇一郎 氏

受講料【実費】 東基連本部・各支部の会員1名につき 3,300円(税込)
非会員1名につき5,500円(税込)

受講対象 経営者 人事労務担当者等 【定員300人】

開催日時 令和5年8月25日(金)
14:00~16:00
【13:30から開場】

場所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 8階第1会議室
右の案内図参照▶

お申込み 裏面をご覧ください(申込締切日8月18日)

お問合せ 公益社団法人東京労働基準協会連合会 千代田区二番町9号 電話03-6380-8305



主催団体 **東基連** 公益社団法人 東京労働基準協会連合会
THKYO FEDERATION OF LABOR STANDARDS ASSOCIATIONS
■ 本部 中央・上野・王子・足立荒川・龍戸・江戸川・八王子・立川・青梅・三鷹 ■

対象となる当事者・取引の定義は？

桃樹さん なるほど、細かなことは、今後明らかになっていくのですね。

では、この法律の対象となる人の定義は、どうなっていますか？

蓮美部長 まず、フリーランスの人については、「特定受託事業者」として「業務委託の相手方となる事業者であって従業員を使用しないもの」(第2条第1項)とされています。

桃樹さん 従業員を雇わずに、一人で事業を行っている人ですね。

蓮美部長 そう。その上で、この法律での「業務委託」とは、「事業者が他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託すること」(第2条第3項)とされています。

桃樹さん このように、「物品の製造」「情報製果物の作成」「役務の提供」をする人達とは、例えば「配送関係」「システム開発ウェブ作成関係」「デザイン関係」「ライター」「舞台・演劇関係」「美容関係」「講師」等、多岐に渡りますね。

蓮美部長 そう。そして、この一人で業務を行っている「特定受託事業者」に対して業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものを「特定業務委託従事者」としてこの法律の対象となる者としているの(第2条第6項)。

桃樹さん 従業員を使用するものが対象となるのですね。

蓮美部長 そうなんですけど、ここでいう「従業員」には、短時間・短期間の一時的に雇用される者は含まれないとされています。

「取引の適正化」とは？(その1)～しなければならないこと～

桃樹さん 対象となる人は分かりました、それでは、この法律の内容を簡単に教えてくださいませんか。

蓮美部長 この法律は、次の2つを目的としています。

- ① フリーランスの方々と企業等の発注事業者との間の取引の適正化
- ② フリーランスの方々の就業環境の整備

桃樹さん その目的を達成するための具体的な規定は、どうなっているのですか？

蓮美部長 ①の「取引の適正化」については、「特定業務委託事業者」これはいわゆる発注事業者ですが、この事業者に対して「仕事を発注した際の取引条件の明示」や「成果物の受領等から、原則60日以内での報酬の支払いの義務付け」を規定しているの。

桃樹さん 取引条件の明示とは、どのような方法ですか？

蓮美部長 第3条で「業務委託をした場合、給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならない」とされています。

桃樹さん 報酬の支払いの義務付けは、どうですか？

蓮美部長 これについては、第4条に「給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならない」とされています。

まずは、支払期日を60日以内で決めて、その支払期日を守るとのことね。



「取引の適正化」とは？(その2)～してはならないこと～

桃樹さん 取引の適正化はこれだけですか？

蓮美部長 いえ、「特定業務委託事業者」に対して、「してはならないこと」「特定受託事業者の利益を不当に害してはならないこと」を7つ挙げています。

桃樹さん その内容を簡単に教えてください。

蓮美部長 してはならないこととして次の5つ。「特定受託事業者」これはフリーランスの方々ですが、そ

の責めに帰すべき事由なく、「受領を拒否すること」「報酬を減額すること」「返品を行うこと」「著しく低い報酬の額を不当に定めること」「自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること」。

桃樹さん 利益を不当に害してはならないこととは、どのような事でしょうか？

蓮美部長 次の2つです。

「自己のために経済上の利益を提供させること」と「責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること」。

フリーランス・トラブル 110 番の相談内容について

桃樹さん 第二東京弁護士会が、フリーランスに関係する省庁(内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)と連携して運営している「フリーランス・トラブル 110 番」がありますね。

蓮美部長 どのような 110 番なの？

桃樹さん フリーランス、個人事業主の方で、契約・仕事上のトラブルなどで悩んでいる場合に、弁護士が相談から解決までワンストップでサポートすることを掲げているものです。

ここでの相談内容の結果が、厚生労働省のホームページ内の項目「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」からも見ることができます。いま、蓮美部長が説明された「してはならないこと」等の7つは、そこでの相談内容とも対応しています。

蓮美部長 どのように対応しているのかしら。

桃樹さん 令和3年5月から令和5年3月までの相談内容 5,142 件を、集計分析したものが公表されています。

その中で、「独占禁止法(優越的地位の濫用)・下請法上問題となる行為類型」との関係で分析したものがありません。

蓮美部長 どんな相談が多いのかしら。

桃樹さん 最も多い相談は、「報酬の支払遅延(36.2%)」です。次が「報酬の減額(24.0%)」。そして順に「一方的な発注取消(10.8%)」、「著しく低い報酬の一方的な決定(4.4%)」、「不当な経済上の益の提供要請(4.0%)」、「やり直しの要請(2.8%)」と続き、「その他取引条件の一方的設定・変更・実施(12.2%)」となっていました。

蓮美部長 報酬の支払いに関する相談が多くなっているのね。

フリーランスの方の就業環境の整備とは？

桃樹さん 先ほどの蓮美部長のお話の中で、「取引の適正化」と並ぶこの法律の目的の2つめとして、「就業環境の整備」が挙げられていましたが、その内容はどのようなものですか？

蓮美部長 これは、育児介護等との両立に対する配慮や、ハラスメント対策のための相談体制の整備などを義務付けることとしています。

桃樹さん 就業環境の整備について、もう少し具体的に教えてください。

蓮美部長 そうね、具体的には次の4つが挙げられているの。

- ① 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならない(第12条)
- ② 育児介護等と両立して業務委託に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならない(第13条)
- ③ ハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならない(第14条)
- ④ 継続的業務委託を中途解除する場合には、原則として、中途解除日等の30日前までに予告しなければならないものとする(第16条)

桃樹さん なるほど。ここで言われている「必要な配慮」や「必要な体制整備等の措置」などについての細かな内容は、今後、政省令や指針で示されるのですね。

蓮美部長 そうね。その意味では政省令や指針の公表が待たれるわね。

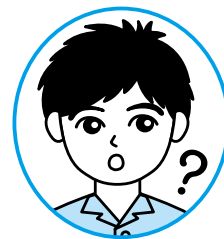
ただ、この法律の公布に関する通達としては、厚生労働省雇用環境・均等局長名の令和5年5月12日付け雇均発0512第3号「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)の公布について」があります。

ここまで、説明した内容が書かれていますから、参考にすると良いですね。

フリーランスへの労働関係法令の適用

桃樹さん ありがとうございます。

ところで、フリーランスの方の問題として、請負契約や準委任契約などの契約で仕事をされていても、その実態から労働者性が認められ、労働関係法令の適用を受ける場合がありますよね。



蓮美部長 そうですね。ここまでは労働者性が認められないフリーランスの方々への保護として新たに制定された「フリーランス保護法」について見てきました。

ただ、大切なことの一つに、フリーランスとして業務を遂行していても、その実態が労働者に近似し、実は労働関係法令の適用対象であるケースがあるということです。

桃樹さん よく、「仕事を受けたけど、発注者から仕事のやり方や作業の時間まで事細かに指示されている」なんていう話も聞いたりします。

蓮美部長 フリーランスの方に限りませんが、労働基準法における「労働者性」とは、労働基準法第9条で「事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定されています。労働者に当たるとかどうかは、この規定に基づき、「指揮監督下の労働であるかどうか」や、「報酬の労務対償性があるかどうか」で判断されることとなります。これらを「使用従属性」と言い、「使用従属性」が認められる場合には、労働基準法上の「労働者」に当たるとされています。

桃樹さん 具体的には、仕事の依頼や、業務指示等に対する拒否の自由はあるか、業務を遂行する上で指揮監督を受けているか等の実態を勘案して、総合的に判断されるんですね。

蓮美部長 その通りです。もう少し分かりやすく言うと、あとから説明するガイドラインにも記載されていますが、次のような実態がある場合には、労働基準法上の「労働者」であることを肯定する要素となると言われています。

「発注者からの仕事は、病気のような特別な理由が無いと断れない」。

「運送の経路や方法、出発時刻といった業務の遂行に関することは、全部発注者から指示され、管理されている」

「報酬は時間当たりいくらで決まっている」

桃樹さん なるほど、「フリーランス保護法」の適用を踏まえた保護の在り方も大切ですが、仕事の実態から、労働基準法上の労働者に該当すると判断される場合には、労働基準法に沿った対応をしないとイケないですね。

「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」

蓮美部長 令和3年3月26日に「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省から合同で出されました。

この中の「第5 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準」という箇所があります。ここで、フリーランスに労働関係法令が適用される場合の判断基準が、詳細に示されています。

桃樹さん フリーランスの方が、労働基準法上の「労働者」かどうかを確認するには、このガイドラインが参考になりますね。

蓮美部長 令和2年に閣議決定された成長戦略実行計画において、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に保護ルールの整備を行うこととされているの。それを踏まえ、独占禁止法、下請法、労働関係法令の適用関係を明らかにし、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインの策定を、ということで作成されたものなの。

桃樹さん 言い換えれば、フリーランスについて既存の法律の適用関係を明らかにしたものなんですね。

蓮美部長 そうなの。このガイドラインでは、既存の法律制度では解決できない問題もあり、それらの問題に対処するため、新たな法律の制定が求められてきた背景もあったよね。

桃樹さん フリーランス保護法は、政省令が示され、公布された令和5年5月12日から1年半以内に施行するとされています。それまでの間は、従来通り、このガイドラインを参考にしていくことになりますね。

「フリーランス保護法セミナー」に、是非、ご参加ください!!

蓮美部長 ともあれ、フリーランスの方にとっても、企業等の担当者にしても、新たに公布された「フリーランス保護法」について、その内容を理解しておくことは、とても重要なことと言えるわね。

桃樹さん そうですね。8月25日に開催される水町先生が講師を務められるセミナーが、ますます、楽しみにになりました。

蓮美部長も参加されますよね。

蓮美部長 そうね。水町先生、素敵だから応援のウチワを作って、私も行こう!

桃樹さん 蓮美部長、ちょっと、視点が違います、視点が。「推し活」じゃないですから(汗、汗、汗)。

さて、読者の皆さん、今月号も「労務・安全衛生 深掘り探訪記」にお付き合い下さり、ありがとうございました。

暑い時季に入りました。熱中症には十分に気を付けて、お過ごしください。

それでは、ご都合のつく方は、8月25日、日本教育会館でお会いしましょう。

東京働き方改革推進支援センターご案内

進んでいますか？「働き方改革」

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

このようなお悩みありませんか？



まずは東京働き方改革推進支援センターにご相談を !!

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・社員の待遇改善への対応はお済みですか？

(厚生労働省 東京労働局 委託事業)

東京働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**でご支援いたします。

幅める経営者のチカラになります！

特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- 時間外労働・休日労働
- 36協定
- 就業規則の見直し
- ハラスメント対策
- パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」
- 育児・介護休業の整備

※これらは相談事例の一部です。労働管理全般のご相談もお受けします。

当センターではご要望に応じ、
企業経営や労務管理の専門家が無料で
以下の支援をお手伝いしています。

個別企業訪問 ご希望日に専門家が貴社を訪問
またはオンライン対応にて、
課題解決に向けた支援を行います。

セミナー・講師派遣 お気軽にご参加いただける
WEBセミナーやご要望に応じた
セミナー講師派遣を実施しています。

常駐相談 当センター内で、電話・メール・
来所による相談を行っています。

ワンストップ 無料相談

東京働き方改革推進支援センターでは、都内事業者の皆様からの労務管理についてのお悩みから助成金、人材確保対策に関するお問い合わせなど、「働き方改革」に関するご相談について、社会保険労務士等の資格を有した専門家が対応しております。

ご質問・ご相談は、訪問(オンラインも可)の他、窓口、電話、メールなどで受け付けております。

また、ご希望いただければ専門家が貴社の実情を伺った上で、個別のサポートも実施しております。

費用は無料ですので、お気軽にご相談下さい！

東京働き方改革推進支援センター(東京労働局委託事業)

所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-8 虎ノ門石井ビル4階

最寄り駅 東京メトロ 虎ノ門駅

電話 0120-232-865(平日9:00~18:00)

F A X 03(6206)7046

メール tokyo@task-work.com

H P <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp>





さんぼくん

独立行政法人 労働者健康安全機構

東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和5年8月～9月)

◆産業保健研修◆

令和4年12月開催分から、従来の「保健師・看護師研修」「人事・労務・衛生管理者研修」を統合して「産業保健研修」といたしました。産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町
6-14 日本生命三番町ビル3F

TEL : 03-5211-4480

FAX : 03-5211-4485

URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp/>

Web 研修

- 当センターホームページの「web 研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、お申し込みください。
- 講義の後、チャットにて質問を受け付ける予定です。

研修日時	研修テーマ	講師	定員
8月30日(水) 14:00～16:00	web 研修会 産業保健スタッフが知っておきたい職場におけるメンタルヘルス対策最新情報 第14次労働災害防止計画、ストレスチェック制度、職場のハラスメント対策、健康経営、新型コロナウイルスとメンタルヘルスなど、職場のメンタルヘルス対策に関する情報や活用できるツールなどの最新情報を幅広くご紹介します。	こころの耳 運営事務局 青木 良美	70

会場研修

研修日時	研修テーマ	講師	定員
8月4日(金) 14:00～16:00	レジリエンスについて 仕事上の挫折や生活上でのネガティブなライフイベントは、程度の差はあれ、すべての人に共通して起こり得る。特に現代社会においては、以前よりも多種多様な困難や不測の事態がより身近に存在する現状がある。ネガティブなライフイベントは避けることが出来ないが、ネガティブなライフイベントを経験してもそれを糧とし、しなやかに乗り越えていくことが必要となるのではないだろうか。 EAP カウンセラーの経験から挫折・困難な状況からの回復力である「レジリエンス」について情報提供いたします。	レジリエ研究所 所長/ (一社)国際EAP協会 日本支部理事長 市川 佳居	55
8月8日(火) 14:00～16:00	新型うつ、適応障害、発達障害、いわゆる「グレーゾーン」とどうつきあうか、育て直しの職場コミュニケーションを考える 新型うつ、適応障害、発達障害など職場の不適応は軽症化するものの多様化が進んでいる。診断がつくほどではないが(弱い疾病性)、症状が隠れていて本人も周囲も気づきにくい困っている(強い事例性)ケースに職場はどうつきあっていけばいいのか。コミュニケーションの取り方を変えて「育て直し」ていくことを考えていきます。 (研修の内容は前回開催(令和5年4月25日)と同内容です。)	廣川 進	55

研修日時	研修テーマ	講師	定員
8月28日(月) 14:00~16:00	<p>職場で信頼される産業看護職になろう！ ～職場ニーズに応じた健康施策の進め方～</p> <p>2月の研修会に引き続き、産業看護職同士の意見交換の機会も設けながら、職場(社員・人事・産業保健チーム)の信頼を得るため、さらには職場ニーズに応じた健康施策を進めるために、必要な視点や能力について整理します。</p> <p>◆注意◆ この研修に参加できるのは、「産業看護職(保健師・看護師)」のみです。</p> <p>◆お願い◆ 今回の研修も参加者からの「疑問・質問」を基に進めてまいります。 テーマに関して産業看護職として日頃感じていらっしゃる「疑問・質問」をお寄せください。 参加申込後、当センターから「8月28日研修 疑問・質問依頼」メールをお送りいたしますので、そちらへご入力ください。</p>	錦戸 典子	24
8月29日(火) 14:00~16:00	<p>働く人の健康づくりは日常生活の動作改善から ～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～</p> <p>働く人の身体機能低下による「腰痛」「肩こり」の慢性化、「転倒」などの労働災害が増加しています。</p> <p>この講習会では、関節などにふれながら骨、筋肉、関節を連動して動かす「骨ストレッチ」を紹介していきます。骨ストレッチを行うと、日常生活の動作の筋肉への負担が減り、楽に動けるようになるので「腰痛」「肩こり」などの予防になります。また、骨・筋肉・関節が連動して動くので脚も上がりやすくなり、「転倒」災害の防止につながります。</p> <p>実技を交えながらの講習会ですが、普段着で年齢に関係なく、誰でもその場で簡単に実施できます。また、職場で無理なく展開できる方法について紹介しますので、この機会に体験していただき職場の健康づくりに役立てていただきたいと思います。</p> <p>◆重要◆ 体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください。</p>	スポーツケア 整体研究所(株) 小沼 博子	29
8月31日(木) 14:00~16:00	<p>すすめよう職場のスマート禁煙！</p> <p>職場の禁煙化は、法律や条例、ガイドラインでも示された労働衛生上の重要課題の一つです。本研修会は、研究成果を基に作成した科学的根拠に基づく「効果的な職場の受動喫煙対策の推進方法」を提案しております。</p> <p>令和14年度には、望まない受動喫煙のない社会の実現が国の目標です。</p> <p>まずは、その推進方法を知ることからはじめてみませんか？</p> <p>◆注意◆ 現在、禁煙化されていない(屋内に喫煙室・喫煙コーナーあり)事業場の関係者を対象とします。</p>	斎藤 照代	55
9月6日(水) 14:00~16:00	<p>メンタルヘルス対策としてのパワーハラスメント対策</p> <p>「職場のいじめ・嫌がらせ」行為は職場の秩序を乱し、労働者の勤労意欲の阻害や生産性の低下をもたらし、さらに労働者のメンタル不調の原因となるなど、様々な影響を及ぼします。</p> <p>ハラスメント対策を中心としたメンタルヘルス対策をポジティブに展開し、企業イメージの向上、社員のモチベーションアップ、離職率の低下、生産性の向上などにつながられるよう、具体的な対策・防止措置を考えていきたいと思っております。</p>	産業カウンセラー 森井 梢江	55
9月7日(木) 14:00~16:00	<p>ストレスチェック制度の概要等と実践例として ～高ストレス者面談後の一事例、ある集団分析の見方について～</p> <p>ストレスチェック制度は、平成27年12月1日に施行され、7回の実施が過ぎました。いかがでしょうか。受検者の方々の「ストレスの気づき」につながっていますでしょうか。</p> <p>実施方法としては、厚労省のプログラム活用、専門実施機関への委託など、多様化に伴い、チェック項目数、費用も含め、考えさせられるところが多々あるのではないのでしょうか。</p> <p>今回、実施後の高ストレス者面談実施後の一例、ある集団分析の見方などお伝えし、皆さんと意見交換ができればなお有難いです。</p> <p>ストレスチェック実施はとてもいい機会で、可視化できる心の健康診断とも言えます。</p> <p>働きやすい職場づくりに向けて一緒に学習していきましょう。</p>	菅野 由喜子	55
9月8日(金) 14:00~16:00	<p>「職場における心の健康づくり計画」策定について</p> <p>職場や業務に対して悩みやストレスを抱える社会人は、近年増加傾向にあります。</p> <p>厚生労働省の調査によると、強いストレス要因を持つ労働者の割合は、全体の58%にのぼります(平成30年)。</p> <p>この数値からもメンタルヘルス対策の取り組みは、事業場にとって喫緊の課題の一つと言っても過言ではありません。</p> <p>そこで、厚生労働省では、メンタルヘルス基本方針として、事業場に対して「心の健康づくり計画」の策定を指示しています。</p> <p>当研修では、その「心の健康づくり計画」の策定方法、ポイント等を解説します。</p>	本山社会保険労務 士/行政書士 事務所所長 本山 恭子	55
9月11日(月) 14:00~16:00	<p>メンタルヘルス『社内研修の進め方』～セルフケア～</p> <p>「心の健康づくり計画」にあたって4つのケアを中心に策定されており、社内研修はその理解を深める教育・情報提供の場となります。</p> <p>加えて最近では4つのケアの円滑な相互の「連携」をすすめていくことが必要とされています。</p> <p>ここ数年の covid-19 の影響もあり、セルフケアの必要性が再認識されています。</p> <p>今回はアンガーマネジメントも含めて、有効なメンタルマネジメント方法を解説します。</p> <p>事業所に戻れば社内研修の実施者となる参加者の方々とともに、関心、興味を集める社内研修の進め方について一緒に考えていきたいと思っております。</p>	松井 知子	55

研修日時	研修テーマ	講師	定員
9月15日(金) 14:00~16:00	部下やメンタルヘルス不調者とのコミュニケーションII 援助になるかわり方について振り返り、学んでいきます。 I(令和3年度実施)での研修内容に加えて、メンタルヘルス不調の部下を抱えた上司の支援について考えます。 (令和4年7月29日、令和5年3月10日の研修と同じ内容です。)	松島 尚子	55
9月20日(水) 14:00~16:00	第14次労働災害防止計画の概要と重点 新しい労働災害防止計画が、令和5年度からの5か年計画として始まります。 労働災害防止計画は、労働安全衛生法に基づき厚生労働大臣が策定するものであり、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めています。 重点事項として、安全衛生対策に取り組む企業が社会的に評価される環境整備、筋力等を維持するための運動プログラムの導入を含めた転倒災害・腰痛の防止対策の推進、高齢労働者の労働災害防止対策の推進、メンタルヘルス対策・過重労働対策・産業保健活動の推進、化学物質の自律的管理の推進などが定められています。 この計画の概要と重点について解説します。	荒川 輝雄	55
9月21日(木) 14:00~16:00	働く人の健康づくりは日常生活の動作改善から ～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～ 働く人の身体機能低下による「腰痛」「肩こり」の慢性化、「転倒」などの労働災害が増加しています。 この講習会では、関節などにふれながら骨、筋肉、関節を連動して動かす「骨ストレッチ」を紹介していきます。 骨ストレッチを行うと、日常生活の動作の筋肉への負担が減り、楽に動けるようになるので「腰痛」「肩こり」などの予防になります。 また、骨・筋肉・関節が連動して動くので脚も上がりやすくなり、「転倒」災害の防止につながります。 実技を交えながらの講習会ですが、普段着で年齢に関係なく、誰でもその場で簡単に実施できます。 また、職場で無理なく展開できる方法について紹介しますので、この機会に体験していただき職場の健康づくりに役立てていただきたいと思います。 ◆重要◆ 体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください。	スポーツケア 整体研究所(株) 小沼 博子	29
9月22日(金) 14:00~16:00	労働衛生管理の基礎と事例 ～企業の安全配慮義務違反をリスクと捉えた快適職場環境の形成について～ 基礎と事例シリーズは受講者の皆様からのアンケートに基づきテーマを設定しています。 今回は、二部構成で実施します。 第一部でテーマの法律面・現場の実務面の説明をします。 第二部で各企業における「企業の安全配慮義務違反をリスクと捉えた快適職場環境の形成」について「知る、聞く、話す」を基に簡単なセッション(グループワーク)を行います。	吉田 守	55
9月26日(火) 14:00~16:00	すすめよう職場のスマート禁煙! 職場の禁煙化は、法律や条例、ガイドラインでも示された労働衛生上の重要課題の一つです。 本研修会は、研究成果を基に作成した科学的根拠に基づく「効果的な職場の受動喫煙対策の推進方法」を提案しております。 令和14年度には、望まない受動喫煙のない社会の実現が国の目標です。 まずは、その推進方法を知ることからはじめてみませんか? ◆注意◆ 現在、禁煙化されていない(屋内に喫煙室・喫煙コーナーあり)事業場の関係者を対象とします。	斎藤 照代	55
9月27日(水) 14:00~16:00	知っておくと便利な自前で出来る社内研修のツール ～コミュニケーション研修の進め方～ 研修の計画・実施担当者は、研修にはどんな業務が発生するのか、何から手をつけたら良いかに苦悩しておられると思います。 研修には実施の目的や考え方があるため、計画を立てる前に、まずは業務の全体像を把握することが大切です。 本研修ではコミュニケーション研修内容や研修方法、カリキュラム計画について話します。	森崎 美奈子	55

東京都革靴製造業最低工賃が 改正されました

東京労働局 労働基準部 賃金課

家内労働法第8条では、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、労働局長は、必要があるときは、審議会の意見を聴いて、最低工賃を決定することができるかとされています。

現在、東京都内の家内労働者に適用される最低工賃は、電気機械器具製造業、婦人既製洋服製造業及び革靴製造業の3業種について決定されています。

このうち、革靴製造業最低工賃については、東京労働局長からの諮問を受け今年6月2日に東京地方労働審議会から改正決定の答申がありました。この答申により、東京労働局長は改正決定を行いました(令和5年8月9日効力発生予定)。

※家内労働法とは

「家内労働」とは、自宅などを作業場として、製造・加工業者や問屋などの業者から物品の提供を受けて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品を部品又は原材料とする物品の製造や加工を行うことをいいます。また、その労働に従事して工賃を支払われる人を「家内労働者」、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工を委託する人を「委託者」といいます。

「家内労働法」は、家内労働者の労働条件の向上を図り、家内労働者の生活の安定に資するため、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置など家内労働者に関する最も基本的な事項について定めた法律です。

詳しくは、東京労働局ホームページをご覧ください。

問合せ先 東京労働局労働基準部賃金課家内労働係 QRコード
☎ 03-3512-1614



東京都革靴製造業最低工賃の改正決定について(次ページ別表をご参照ください)

1 適用する家内労働者

東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

別表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき金額欄に掲げる金額

4 効力発生の日

令和5年8月9日

別表

業務	品目	規格		工程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額	
		革の種類	型及びデザイン			
製甲	紳士靴	牛革の 銀付き又は ガラス張り	裏付き、外羽根、 無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテ ープ取り、かかと部の縫いまとめ、 裏張り並びに縁ミシン掛け	811 円 (699 円)	
	婦人靴		パンプス	裏付き、無飾り及び ヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテ ープ取り、えぐり折り込み部への補 強テープの挿入、かかと部の縫いま とめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	685 円 (617 円)
			ショートブーツ	裏付き、ファスナー 付き、はぎ付き(2 か所に行うものに限 る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテ ープ取り、上縁の折り込み部への補 強テープの挿入、ファスナー付け、 かかと部の縫いまとめ、裏張り並び に縁ミシン掛け	1,281 円 (1,104 円)
	サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、 前あき、ふち折り、 バックバンド及び 美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテ ープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、 さらい、バンド穴あけ並びに美錠付 け	616 円 (531 円)
(セメント 底付け 方式によるものに限る。)	紳士靴	牛革の 銀付き又は ガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入 れ、つり込み、起毛並びにシャンク 又は中しん入れ並びに本底張付け	689 円 (594 円)	
	婦人靴		パンプス	裏付き及び ヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入 れ、つり込み、起毛並びにシャンク 又は中しん入れ、本底張付け並びに ヒール付け	764 円 (659 円)
			ショートブーツ	裏付き、ヒール付き 及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入 れ、つり込み、起毛並びにシャンク 又は中しん入れ、本底張付け並びに ヒール付け	883 円 (761 円)
	サンダル		牛革の地生	裏付き及び ヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入 れ、つり込み、起毛並びにシャンク 又は中しん入れ、本底張付け並びに ヒール付け	1,107 円 (954 円)
				裏付き及び ヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底 張付け及びヒール付け	616 円 (531 円)
裁断	紳士靴	牛革の 銀付き又は ガラス張り	外羽根、無飾り及び ひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及 び腰革(内側)の裁断	140 円 [新設]	
	婦人靴		パンプス	無飾り及び ヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの 裁断	120 円 [新設]
			ショートブーツ	ファスナー付き、は ぎ付き(2か所に行 うものに限る。)及 びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160 円 [新設]
	サンダル		牛革の地生	無飾り、前あき、 ふち折り、バックバ ンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの 裁断	130 円 [新設]

※金額欄のカッコ内は改正前(平成 29 年 4 月 26 日発効)の金額

事業主の皆様へ インターンシップや企業説明会の前に

就活ハラスメントの対策をお願いします！

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

労働施策総合推進法に基づく指針および男女雇用機会均等法に基づく指針では、就活ハラスメント(就職活動中やインターンシップの学生等に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント)の防止対策として、以下の取組を行うことが望ましい取り組みとされています。



- 職場においてセクハラ、パワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就活生等に対する言動についても行ってはならない旨を示すこと
- 就活生等から就活ハラスメントに類する相談があった場合は、必要に応じて適切な対応を行うよう努めること

就活ハラスメント^(※)は、このような場面で起こっています。

就活ハラスメントを受けた場面	セクハラの内容	行為者
1 インターンシップ	1 性的な冗談、からかい	1 インターンシップで知り合った社員
2 企業説明会、セミナー	2 食事やデートへの執拗な誘い	2 採用面接担当者
3 採用面接	3 性的な事実関係に関する質問	3 企業説明会担当者

※ここでの就活ハラスメントとは特に就職活動中等のセクシュアルハラスメントについて調査した結果です。出典：「令和2年度職場のハラスメントに関する実態調査報告書」(厚生労働省)

就活ハラスメントは、立場の弱い学生等の尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる決して許されない行為です。

また、企業にとっても、社会的信用を失うなど大きなダメージを受ける事態につながりかねません。

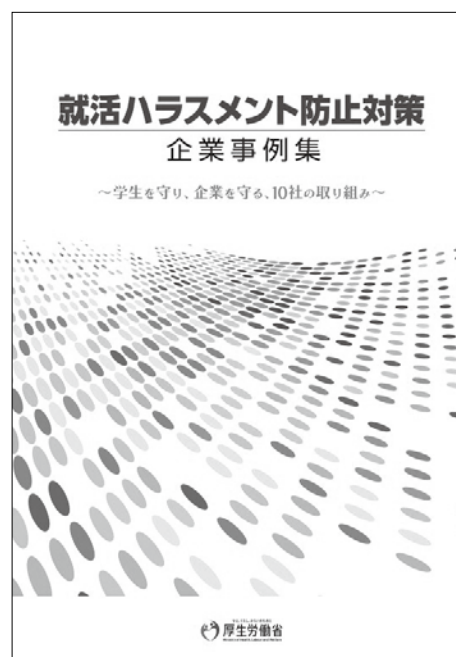
就活ハラスメントを未然に防止するため、インターンシップや企業説明会、採用面接や、OB・OG訪問で就活生等に係るすべての労働者に対し、事前の研修などにより、「就活ハラスメントを許さない」という方針等の周知をお願いします。

具体的な取組方法や事例は、ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」からご確認いただけます。

ぜひご活用ください。

あかるい職場応援団の該当ページはこちらから→

もしくは [就活ハラスメント](#) [検索](#)



お問合せ先 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 (電話)03-3512-1611

たま研修センター貸し会議室のご案内

住所 立川市曙町1丁目21-1 いちご立川ビル2階

広さ 100.7 m² 定員 81 名(教室形式)

設備 Wi-Fi(最大伝送速度 1,201 Mbps)
プロジェクター、可動式スクリーン、
ワイヤレスマイク、ホワイトボード

	平日	
	会員	一般
1 時間	5,500 円	7,700 円
午前(9:00~12:00)	16,500 円	22,000 円
午後(13:00~17:00)	22,000 円	30,800 円
夜間(18:00~20:00)	13,200 円	18,700 円
終日(9:00~17:00)	38,500 円	52,800 円
終日(9:00~20:00)	51,700 円	71,500 円
延長料金(30分ごと)	3,300 円	4,400 円

申込先 03-6380-8305 東基連総務会計課あて



第 19 回 桃樹のちょこっと用語 「フリーランス保護法」

令和 5 年 2 月 24 日に第 211 回国会に提出され、4 月 28 日に可決成立し、5 月 12 日に公布された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」の略称。「フリーランス新法」と称する人も。

施行は、公布の日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲において政令で定める日とされている。

その内容は、働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者(個人であって従業員を使用しないもの、又は法人であって代表者以外に他の役員がなく、かつ従業員を使用しないもの)に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者(特定受託事業者たる個人又は法人の代表者)の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講じたもの。

法施行のために必要な関係政省令等については、今後、順次制定することとされている。

公布に係る関係通達に、令和 5 年 5 月 12 日付け雇均発 0512 第 3 号「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)の公布について」がある。

休憩室

BREAK  TIME

秩父札所巡り・ 江戸巡礼古道3

秩父札所巡り、回数を重ねると札所だけではなく巡礼道歩きを楽しめるようにもなります。

札所巡りを始めた時は知らなかったのですが、秩父観光ナビによる「江戸巡礼古道」という案内図がネットで検索でき、これによると「江戸巡礼古道」は旧・川越道の落合から始まり、根古屋橋で終わっています。江戸時代、秩父に入るには川越道、熊谷道、吾野道があり、このうち川越道が最も多く使われており、途中熊谷道とも合流するため便宜上四萬部寺が一番札所（江戸以前は24番札所）になったということです。江戸時代の巡礼者は川越道を小川町、安戸宿、落合、粥新田峠を越えて四萬部寺へと歩きましたので、よせばいいのに3回目からは東武線の「小川町駅」から歩き始めることにしました。

「江戸巡礼古道」の案内図は落合から始まっていますので、「小川町駅」から落合までの案内図がありません。そこで、3回目、初日、駅前の交番に立ち寄り地元の名所めぐり（小川町は和紙と酒の町です。）のための案内図がないかと尋ねたところ案内図はありましたが、交番の方からは落合までは相当距離があるのでバスにするように強く勧められました。確かに落合へは東武線小川町駅からバス便がありますが本数も非常に少なく、バスの時間に縛られるのも嫌なのでここでは予定通り歩くことに。「小川町駅」から1番札所までは大体20キロありますが、殆どは舗装路で未舗装の道は時間にして約30～40分程度しかありません。ですが、都会の道とは違い、緑も濃く、空気も川の流れもきれ

いですし、春先など満開の梅の中を歩く巡礼道は中々に快適です。「小川町駅」から県道11号に出て途中微妙に県道をそれて安戸の宿を通り再び県道沿いに「落合」まで、ここまで大体10キロになります。落合から橋場交差点、皆谷の地藏堂を背にして大霧山への登山コースを歩き粥新田峠へ（粥新田峠は大霧山への登山口になっています。）ここから峠を下って秩父に入ります。

峠を下る途中「榛名神社」（群馬の榛名神社の本家とも姉君の宮ともいわれています。）を過ぎて道が大きく左折するところ真っ直ぐに入る未舗装の山道があり、そちらの道を歩きます。秩父の巡礼道を歩いていると「巡礼道」の案内札をよく目にするのですが、この山道で初めて「巡礼道」の案内札を眼にしました。山道を下ると県道82号に出ます。県道をそのまま左折しても良いのですが、ここは県道を横断し室町時代の道標を右手に見て、その先、巨石の置いてある道を左折して進んで行くのが巡礼道になります。左折して歩いて行くと右手に風格のある如意輪観音が置かれた小さなお堂があり、その先で結局は県道と合流するのですが、合流した先の「曾根坂一里塚」「小野田峠」を経て札所一番「四萬部寺」に行き当たります。山門をくぐり正面奥に観音堂があり、元禄10年建立で埼玉県指定有形文化財ということです。ここから2番札所へは結構きつい登り坂があり「小川町駅」から歩いて来た身には辛いというわけで、札所巡り第1日目はここで終わり、2日目はここから2番札所に向かいます。

なお、札所一番の門前には「旅籠一番」という江戸時代から続く巡礼宿が今も営業しています。巡礼道を歩くと昔は巡礼宿だったという人家や跡地によく行き当たるのですが、江戸時代から続く巡礼宿（現在は温泉宿ですが）は自分の知る限りではここだけです。

「よせばいいのに」

行政の窓から

その507

足場からの墜落防止措置 トラックでの荷役作業時における安全対策 が強化されます

東京労働局 労働基準部 安全課

1 足場からの墜落防止措置について

足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則が改正され、足場からの墜落防止措置が強化されました。令和5年10月1日(一部規定は令和6年4月1日)から順次施行されます。

改正のあらまし

①一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

②足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

2 トラックでの荷役作業時における安全対策について

労働安全衛生規則が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月1日から、それ以外の規定は令和5年10月1日から施行されます。

改正のあらまし

①昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としていましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられます(一部例外あり)。

②テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

③運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



トップが発信! みんなで宣言
一人一人が「安全・安心」

回転する歯車へのグリース注入時に腕を巻き込まれたもの

業種 機械器具製造業 職種 作業員

災害発生状況

建設現場に設置された工事用ラック式エレベーター(以下「エレベーター」という。)の月次点検でエレベーターの搬器の上に被災者を含む労働者2人が上がり、1人はエレベーターのコントローラーを操作し上昇させ、被災者はエレベーターの駆動ギアにグリース(潤滑油)を注入する作業を行っていたところ腕を巻き込まれたもの。

被災者はグリースが入ったチューブを両手で握り、回転している駆動ギアに射出することで給油していた。

災害発生原因

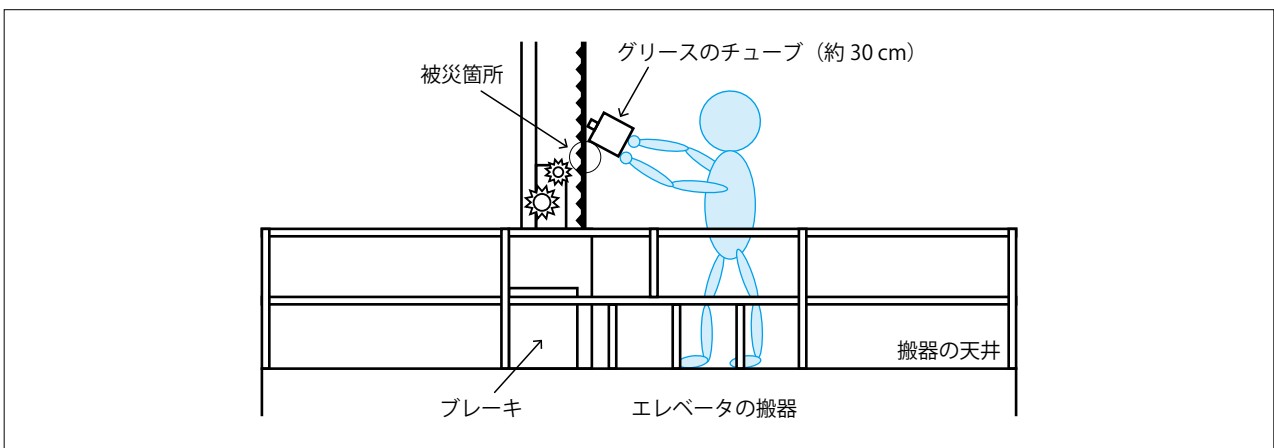
- 1 駆動ギアは搬器の上方に取り付けられていたことから、普段、労働者とその箇所近くおそれがないため駆動ギア箇所の覆い等は取り外していたこと。
- 2 給油の作業を行う際にエレベーターの搬器を停止しないで作業を行っていたこと。
- 3 定期点検時の作業手順書が策定されておらず、安全な作業手順が定まっていなかったこと。

覆い等を設けること。

- 2 エレベーターの原動機の回転軸、歯車、プーリー等の給油作業など、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは機械を停止すること。やむを得ず機械の運転中に給油作業等を行わなければならない場合は、覆いを設ける又は、原動機の回転軸、歯車等への接触を防止するためにグリースガン等の用具の使用を徹底させる等の対策を講じること。
- 3 定期点検のリスクアセスメントを実施すること。また、リスクアセスメントの結果を踏まえて作業手順書を作成すること。

災害防止対策

- 1 エレベーターの原動機の回転軸、歯車、プーリー等労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所は、



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

令和 5 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在 11 人

前年同期 24 人

●令和 5 年 死亡災害発生状況(6 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	1	1	0
建設業	3	15	-12
土木工事業	1	1	0
建築工事業	2	8	-6
木造家屋建築工事業	0	1	-1
その他の建設業	0	6	-6
陸上貨物運送事業 ^(注3)	2	2	0
ハイヤー・タクシー業	1	0	1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	2	0	2
小売業	1	0	1
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	0	1	-1
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	2	3	-1
金融業	0	0	0
警備業	1	2	-1
その他(一次産業) ^(注4)	0	1	-1
全産業合計	11	24	-13

(注1)左段は本年6月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 5 年 死傷災害発生状況(6 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	264	216	22.2
建設業	410	410	0.0
土木工事業	72	61	18.0
建築工事業	260	254	2.4
木造家屋建築工事業	18	17	5.9
その他の建設業	78	95	-17.9
陸上貨物運送事業 ^(注3)	464	458	1.3
ハイヤー・タクシー業	174	179	-2.8
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	163	112	45.5
商業	800	746	7.2
小売業	580	557	4.1
保健衛生業	551	502	9.8
社会福祉施設	445	388	14.7
接客娯楽業	414	342	21.1
飲食店	305	274	11.3
清掃と畜業	358	348	2.9
ビルメン業	230	232	-0.9
その他の三次産業	642	635	1.1
金融業	34	37	-8.1
警備業	136	144	-5.6
その他(一次産業) ^(注4)	26	27	-3.7
全産業合計	4266	3975	7.3

(注1)左段は本年6月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

2023 年度法定講習等についての注意事項

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細につきましては、各開催回の開催案内(リーフレット又はHP(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申込みは31~32ページの「申込受付」あてにお願いいたします。会場の略称につきましては、以下をご覧ください。

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連ホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会安全衛生研修センターの本館又は別館となります。
- 「中央支部」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時にZoomによる配信も行います。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による熱中症予防教育セミナーは、東京都東職業能力開発センターで行います。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- 多摩地区支部(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の会場無記載講習会場は、東基連たま研修センター：立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階です。
- 多摩地区支部の講習の実技については、「昭島」は昭和飛行機工業(昭島市)、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気特別教育の実技は、各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。

編集後記

思わず心の中で「上手い！ 座布団1枚あげてください！」と叫んでしまいました。東京労働局健康課が音頭を取って始めた、「Cool work TOKYO」ロゴマークのことです。東京労働局としては、5月から9月までの間、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の取組を推進していますが、新たな取り組みとして「Cool work TOKYO ロゴマーク」を作成。



街中でよく見かける「Safe Work TOKYO」のロゴマークはお馴染みですが、それを^{もじ}振った「Cool work TOKYO」。HPには「クールワークキャンペーンの名称と Safe Work TOKYO ロゴマークを融合し、涼しげな水色でデザイン」と。このロゴマークはHPからもダウンロードができ、既に幾つかの建設会社では看板やヘルメットに活用。東京労働局健康課のアイデアに拍手です。

アイデアと言えば、夏になると埼玉県熊谷市の老舗蕎麦屋さんでは、カレーで暑さを乗り切ろうと、「ツタンカレー麺」が登場。エジプトのファラオ「ツタンカーメン」を^{もじ}振ったカレーうどん。やや細めの熊谷うどんをスパイスの効いた熱いカレールーが包み込み、表面には正四角推のピラミッドが鎮座。このピラミッド、実はさつま揚げ。食べ進むと傾きます。「暑いぞ！熊谷」のコピーで知られる熊谷市。平成19年に日本最高気温を計測したことを契機に「熱中症から市民を守る」と、沢山のアイデアをもとに暑さ対策、熱中症対策に取り組んでいるそうです。

熱中症対策として、ミスト噴霧による気化熱を利用した冷却システムや、ファン付き作業着(空調服)など新たな工夫が多く活用されています。この夏は、各企業・団体ともアイデアを凝らし工夫に富んだ「我が社の熱中症対策」を。さあ、涼しげな「Cool work TOKYO ロゴマーク」を先頭に、Coolな職場環境を目指しましょう。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	8月	9月	10月	11月	
特別教育	自由研削砥石	センター	学科・実技 1日	16(水)	19(火)	19(木)	17(金)
		立川支部	学科・実技 1日		2(土)昭島		
	動力プレス機械金型調整等	多摩各支部	学科 1日		29(日)日野羽村		
	アーク溶接	センター	学科 2日	29(火)~30(水)	27(水)~28(木)		1(水)~2(木) 27(月)~28(火)
			実技 1日	31(木)	29(金)		6(月) 29(水)
		立川支部	学科 2日	26(土)~27(日)昭島			
			実技 1日		2(土)昭島		
	高圧・特別高圧	センター	学科 2日	17(木)~18(金)	20(水)~21(木)	17(火)~18(水)	15(水)~16(木)
	低圧電気	センター	学科 1日	23(水)	4(月)	2(月)	6(月)
			実技 1日	24(木)/25(金)/28(月)	5(火)/6(水)/7(木)	3(火)/4(水)/5(木)	7(火)/8(水)/9(木)
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技 1日	1(火)		10(火)	
	クレーン	立川支部	学科 1日	19(土)			18(土)
			実技 1日	27(日)昭島			26(日)昭島
	第2種酸素欠乏	中央支部	学科 1日				
粉じん	センター	学科 1日		15(金)		30(木)	
ダイオキシン	センター	学科 1日	9(水)		27(金)		
フルハーネス	多摩各支部	学科・実技 1日		21(木)			
講習会名	申込受付	科目	8月	9月	10月	11月	
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター	学科 4日	7(月)~10(木)	11(月)~14(木)		27(月)~30(木)
		中央支部	学科 3日	23(水)~25(金)		11(水)~13(金)	
	衛生管理者(第2種)	センター	学科 3日	7(月)~9(水)	11(月)~13(水)		27(月)~29(水)
		中央支部	学科 2日	23(水)~24(木)		11(水)~12(木)	
	衛生(特例)	センター	学科 2日	9(水)~10(木)	13(水)~14(木)		29(水)~30(木)
		中央支部	学科 1日	25(金)		13(金)	
	衛生管理者	立川支部	学科 2日	17(木)~18(金)			
X線	センター	学科 2日			18(水)~19(木)		
講習会名	申込受付	科目	8月	9月	10月	11月	
その他	総括安全衛生管理者	中央支部	学科 1日			27(金)	
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	9(水)~10(木)	25(月)~26(火)	11(水)~12(木)	13(月)~14(火)
		中央支部	学科 2日		7(木)~8(金)		6(月)~7(火)
		多摩各支部	学科 1日			12(木)~13(金)	
	衛生管理者能力向上	センター	学科 2日			23(月)~24(火)	
			学科 2日	24(木)~25(金)	12(火)~13(水)	19(木)~20(金)	8(水)~9(木)
	安全衛生推進者	中央支部	学科 2日		26(火)~27(水)		14(火)~15(水)
			学科 2日				14(火)~15(水)
			多摩各支部	学科 2日			
	衛生推進者	センター	学科 1日	10(木)	1(金)	13(金)	22(水)
		中央支部	学科 1日	4(金)		25(水)	
		多摩各支部	学科 1日	22(火)			
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科 半日				
		上野・王子・足立荒川	学科 半日				
			学科 1日				
		多摩各支部	学科 半日				
	職長教育	センター	学科 2日	30(水)~31(木)		5(木)~6(金) 26(木)~27(金)	
	職長・安全衛生責任者	多摩各支部	学科 2日			23(月)~24(火)	
	リスクアセス	中央支部	学科 1日		12(火)		
	携帯用丸のこ盤	センター	学科・実技 1日		14(木)		14(火)
KYT	センター	学科 1日	8(火)	15(金)	3(火)	6(月)	
	上野・王子・足立荒川	学科 1日					
		学科 半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日					
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日					

講習会名	申込受付	科目	8月	9月	10月	11月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日	19(火)～20(水)		13(月)～14(火)
		試験	1日	29(金)		22(水)
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日			
		試験	1日			
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	1(火)～2(水)		2(月)～3(火)
		実技	1日	3(木)／4(金)／7(月)		4(水)／5(木)／6(金)
小型移動式クレーン	センター	学科	2日	4(月)～5(火)		23(月)～24(火)
		実技	1日	6(水)／7(木)／8(金)		25(水)／26(木)／27(金)
ガス溶接	センター	学科	1日	21(月)	25(月)	26(木)
		実技	1日	22(火)	26(火)	27(金)
	立川支部	学科	1日			
		実技	1日			
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日	28(月)		1(水)
		実技	1日	9/1(金)		8(水)
	立川支部	学科	1日		21(土)	25(土)
フォークリフト(15時間)	立川支部	実技	1日		28(土)	12/2(土)
		実技	1日			
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	28(月)	26(火)	1(水) 27(月)
		実技	平日	29(火)～31(木)	27(水)～29(金)	2(木)6(月)7(火) 28(火)～30(木)
		3日	土	9/2(土)3(日)9(土)		4(土)5(日)11(土)
	多摩各支部	学科	1日	24(木)		7(火)
		実技	昭島	26(土)27(日)9/2(土)		
		3日	青梅	27(日)9/3(日)10(日)		12(日)19(日)26(日)
立川支部	学科	1日		21(土)	25(土)	
実技	3日			22(日)28(土)29(日)	26(日)12/2(土)3(日)	
フォークリフト(35時間)	立川支部	学科	2日			
実技	3日					
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日	11(月)		20(月)
実技	1日			12(火)／13(水)／14(木)	21(火)／22(水)／24(金)	
玉掛け	センター	学科	2日	21(月)～22(火)	14(木)～15(金)	16(月)～17(火)
		実技	1日	23(水)／24(木)／25(金)	19(火)／20(水)／21(木)	18(水)／19(木)／20(金)
	立川支部	学科	2日			14(土)～15(日)
		実技	1日			22(日)昭島
八王子支部	学科	2日			18(水)～19(木)	
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	青梅支部	実技	1日			22(日)／29(日)(日野日野)
		学科	2日			16(月)～17(火)
	実技	1日			22(日)／29(日)(日野羽村)	
クレーン(希望者)	多摩各支部	実技	1日			5(日)日野日野
木工機械	センター	学科	2日		12(木)～13(金)	
プレス機械	センター	学科	2日	27(水)～28(木)		
乾燥設備	センター	学科	2日		18(水)～19(木)	
はい作業	センター	学科	2日	17(木)～18(金)		16(月)～17(火)
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	16(水)～17(木)	19(火)～20(水)	10(火)～11(水)
		実技	1日	28(月)～29(火)	27(水)～28(木)	25(水)～26(木)
	中央支部	学科	2日			19(木)～20(金)
多摩各支部	学科	2日		14(木)～15(金)		
鉛	センター	学科	2日		30(月)～31(火)	
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	1(火)～2(水)	5(火)～6(水)	3(火)～4(水)
		実技	1日	3(木)／4(金)	7(木)／8(金)	5(木)／6(金)
	中央支部	学科	2日		20(水)～21(木)	28(火)～29(水)
		実技	1日		22(金)	30(木)
多摩各支部	学科	2日		27(水)～28(木)		
	実技	1日		29(金)		
有機溶剤	センター	学科	2日	21(月)～22(火)	4(月)～5(火)	12(木)～13(金)
		実技	1日	30(水)～31(木)	21(木)～22(金)	23(月)～24(火)
	多摩各支部	学科	2日	3(木)～4(金)		5(木)～6(金)
石綿	センター	学科	2日	7(月)～8(火)	11(月)～12(火)	10(火)～11(水)
		実技	1日	24(木)～25(金)	25(月)～26(火)	23(月)～24(火)
	中央支部	学科	2日			16(木)～17(金)
		実技	1日			29(水)～30(木)
多摩各支部	学科	2日	30(水)～31(木)		4(水)～5(木)	
実技	2日			26(木)～27(金)		